

6 外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

【現状と課題】

- 県内に在住する外国人は、3,797人（外国人住民統計調査：平成26年12月現在）であり、県人口の約0.7%にあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど66カ国の方々が在住されています。
- 最近の傾向として、在住外国人の総数は減少傾向にあり、これはアジア諸国（中国、東南アジア地域）から受け入れている「研修・技能実習生」の減少に起因しています。一方、「永住者」、「日本人等の配偶者」などの県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々が増加傾向で、これらは1980年代以降に来日された方々（ニューカマー）です。また、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々（オールドカマー）は横ばい傾向となっています。
- 平成21（2009）年の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語（母語と日本語）による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」など未だ解決されていない課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。また、国際結婚により外国にルーツを持つ子どもやその家族が増加傾向にあり教育現場や地域（家庭）等で新たな課題にもなっています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取り組みを進めていく必要があります。県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、専門通訳ボランティアを派遣するなどのコミュニケーション支援などに取り組んでいます。
- しかしながら、昨今の近隣諸国との関係悪化や摩擦を受けて、何かしら日々生きづらさや社会に対する不満を抱えている人々がストレスを解消するはけ口を探している現状等を背景に、東京や大阪などで特定の民族や国籍の人を排斥する、いわゆるヘイトスピーチの問題が新たに生じています。平成28（2016）年1月にヘイトスピーチの抑止を目的とする全国初の条例が大阪府で成立し、さらに国でも、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。
- 一方、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、「外国人の人権に関することで特に問題があると思うのはどのようなことか」の設問に対し、35.2%の人が「わからない」と回答しており、外国人が抱える様々な問題について県民の関心の低さがうかがえます。このことは、「実体験がない」、「学ぶ機会がない」など様々な原因は考えられますが、外国人の人権にかかる問題を十分伝えていく必要があります。
- 外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努める必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

外国人（以下「外国にルーツを持つ人」を含む。）が暮らしやすいまちづくりを目指すため、生活支援、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化や分かりやすい情報提供、住居の安定確保、在留期間の適正な運用のあり方など様々な分野で改善に努めていきます。

また、暴力や差別行為を扇動し、人種、国籍等に対する差別や偏見を助長し増幅させる、いわゆるヘイトスピーチは重大な人権侵害です。ヘイトスピーチをはじめ、様々な差別や人権侵害事案を解決するため、実効性のある救済制度を国に要望します。

(2) 生活情報の提供の充実

外国人が日常生活を送る上で必要な各種届出、保健・医療・福祉、住宅、雇用・労働、教育、防災などの情報を（公財）鳥取県国際交流財団をはじめ各機関ができるかぎり多言語で提供し、これらの情報を提供する機会や場所の増加に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

（公財）鳥取県国際交流財団において、在住外国人の相談業務等に対応する国際交流コーディネーター（英語・中国語）を配置し対応するとともに、併せて各種専門相談機関や市町村と連携を図りつつ、トリオフオン（三者通話）機能も活用しながら、相談体制の充実を図ります。さらに、外国人コミュニティとのネットワークの構築により当事者への情報発信体制の強化を図りつつ、コミュニティ内にコーディネーターとなりうる方の育成を図ります。

(4) 教育・啓発の推進

学校教育では、鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際理解教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、異なる文化を持つ人々との交流等を通して、外国人が地域で暮らす同じ住民であるという意識を高め、共生社会の実現に向けた行動化を促す教育の取組の充実に努めます。

県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団等が連携し、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベントの開催、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解するなどの国際理解教育を推進します。

(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にされた教育の充実に努めます。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供するとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障するなど、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援に努めます。

(6) 外国人の社会参画の推進

県においては、外国人採用の機会の拡充やパートナー県政推進会議の中で住民意見として在住外国人の意見を取り入れるなどを行っています。さらに、（公財）鳥取県国際交流財団と連携し外国人との意見交換の場を設けたり、各種イベントや外国人コミュニティと連携した行事など様々な機会を通じて意見の聴取に努めます。